

新型コロナウイルス感染症対策に係る 営業時間短縮要請

要請内容

県内全域で午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業（午後7時以降の酒類の提供）を行わないよう要請します。

ただし、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」において認証を受けている店舗については、午後9時までの営業時間短縮（酒類提供は午後8時まで）

要請期間

令和3年8月10日(火)～8月23日(月)

対象地域

県内全域

対象施設

食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている
飲食店及び遊興施設（飲食スペースを有するもの）

【対象施設の具体例】

居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、
ライブハウス、カラオケボックス等

次の施設は対象外

宅配・テイクアウトサービス専門店、スーパーやコンビニのイートインスペース、
自動販売機コーナー、飲食スペースを有さないキッチンカー等

時短要請協力金

上記要請期間の全期間(8月10日～8月23日)で営業時間の短縮に協力いただいた店舗を対象に、協力金を支給します。

支給金額

・店舗の事業規模（売上高）に応じ、1店舗あたり35～105万円 など

以下の店舗は、協力金の支給対象外です。

- ・従来の営業時間が午後8時までの店舗
- ・今回の要請前に既に廃業（または長期間休業）している店舗

申請方法や申請受付期間など詳細については、8月下旬を目途に県ホームページへ掲載予定です。

相談窓口

電話:095-894-3186

受付時間：9時00分～17時45分
土日祝日含む